

監 事 の 意 見 書

農業災害補償法第40条第1項の規定により平成28年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を実施し、その正確適正なることを認める。

平成28年度は本組合の農業共済事業に対する真摯な取り組みが認められ、農林水産省からは前年度に比べ20,338千円増となる事務費負担金、東京都からは経営支援として2年目となる10,000千円の補助金の交付を受けることができた。

加えて、日頃より経費の節減節約に努めるとともに業務の効果的効率的な執行を図り、本組合の懸案事項である退職給付引当金に約10,000千円引き当て、引当率を51.6%から53.9%とした。また、修繕引当金並びに業務引当金も必要額に向けて着実に引き当てている。これらは、役職員一丸となって業務改善に取り組んだ成果であると評価する。

平成29年度は、農業災害補償法が改正され農業保険法となり収入保険制度の導入と農業災害補償制度の見直しが行われる。この制度の実施主体としての誇りを持ち、引き続き財務体質の強化と適正な業務執行に努めることを望む。

平成29年5月22日

東京都農業共済組合

代表監事 加藤 篤 司

監 事 平 野 博